

23伊監第79号
平成24年3月29日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 伊藤 泰雄 殿
各執行機関の長 殿

伊那市監査委員

井上 富 男
加藤 正 光
柳川 広 美

釣銭及び金庫内容物監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、釣銭及び金庫内容物監査を実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

連絡先
監査委員事務局
(内線 2852)
担当 田中・伊藤

平成23年度釣銭及び金庫内容物監査報告書

1 監査の期日

平成24年2月20日から3月9日

2 監査の対象

現金を扱っている課等55箇所

3 監査の方法

会計管理者及び会計課と監査委員事務局が合同で3班をつくり、各課等の事務担当者立会いの下、以下の確認等を行った。

(1) 釣銭

レジスターまたは金庫等で管理をしている釣銭と「釣銭金額確認表」との突合により確認した。

(2) 金庫内容物

金庫等で管理している釣銭以外の現金、収入証紙、金券、預金通帳等と「金庫内容物確認表」との突合による確認を行い、事務処理方法等について聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果、現金等の保管及び事務処理については、以下のとおり一部に改善を要する点が見受けられたので、改善に向けて検討されたい。

(1) 釣銭の扱いについて

ア 「釣銭金額確認表」の「現金」欄に、扱う釣銭額のみが記入され、売り上げ等が含まれていないものが複数あった。「△納付書等」欄は売り上げ等を市会計へ歳入する時の処理欄としているので記載すること。前年度も同様の指摘を行っており、所属長は職員に対し確実に指導されたい。

イ 釣銭（売上）の取り扱いは、一人に任せず複数で確認する体制とすること。特に所属長が不在の場合は、代理者が確認を行うようにされたい。

ウ 展示内容や観桜期等、時期によって収入額が大幅に変わる施設においては、多額の現金を金庫内で保管することが無いよう、通常の入金時期にかかわらず、可能な限り早期に入金すること。

エ チケットを領収書として来場者に交付する施設においては、チケットを連番により管理されたい。

(2) 金庫内容物について

ア 平成20年5月13日付及び平成22年10月15日付会計管理者通知「釣銭の金額確認及び金庫の内容確認について」により、「金庫内容物確認表」を毎月末に会計課へ提出することになっているが、未提出の課があったので徹底すること。

また、その際所属長は内容物を確認し、遅延しないように担当者へ徹底されたい。

イ 「金庫内容物確認表」の内容と一致しない手提げ鞆が散見されたので、正確に記入されたい。

一致していなかったものの一例

市会計…会計課保管の預金通帳を記入

外郭団体等…金券が未記入

ウ 公民館の金庫内には、施設使用料等の一般会計に収入すべき現金と、講座等の現金が混在し、それぞれ封筒等に入れて管理し、一定期間ごとに市会計又は預金通帳に入金している。

監査の中で現金と納付書の金額を突合したところ、前日までの現金有高が把握できていない事例が多く、一部には、現金と納付書の金額が一致しない事例もあった。原因は、収納した現金を、出納簿等に即日記帳せず、更に、現金と納付書の保管場所が別になっていたことによるものであった。

平成20年5月13日付及び平成22年10月15日付会計管理者通知「釣銭の金額確認および金庫の内容確認について」により、釣銭、金庫とも毎日内容の確認をすることとなっている。また、平成22年8月10日付総務部長通知「公金の取扱いについて」により、公金収納事務の検証が求められている。

一部の公民館では、収納から入金、毎日の確認までの一連の処理を、不在が多い公民館主事に代わって支所の事務職員が行っており、金額等の間違いはなかった。施設によって組織や人員体制が異なるが、このような方法を参考にして、厳正かつ適正な事務処理体制を整備されたい。